



出産、子ども、教育

出産・育児

母子健康手帳

母子健康手帳は、妊娠・子育て相談員がいる各保健相談所、健康推進課母子保健係（東庁舎6階）などで、お渡ししています。産婦人科で妊娠確認のうえ、上記窓口にて妊娠届をご記入ください。その場でお渡しします。

▶一緒にお渡しするもの

- ・ 出産・育児に関する情報誌「ねりま子育て応援ハンドブック」
- ・ 妊婦健康診査受診票などが入った「母と子の保健バッグ」

問 管轄の保健相談所 ⇨22・131p参照

問 健康推進課母子保健係 ☎5984-4621

母親学級・育児に関する講習会など

母親学級

▶平日2回コース

妊娠中の方（家族の参加も可）を対象に、妊娠中の体の変化についてや子育てサービスの紹介などを行います。また、ママと赤ちゃんのいる家族の食生活や歯と口の健康などについて学びます。

▶土曜1回コース

平日の参加が難しい妊娠中の方を対象に実施します。

問 管轄の保健相談所 ⇨22・131p参照

パパとママの準備教室

出産を控えた夫婦を対象に沐浴実習などを行い、出産準備について学びます。

問 管轄の保健相談所 ⇨22・131p参照

育児に関する講習会

乳幼児の保護者を対象に、歯や口の健康、子育てについてさまざまなテーマの講習会を行っています。

問 管轄の保健相談所 ⇨22・131p参照

ブックスタート事業（絵本の配布など）

絵本を通して、赤ちゃんとおふれあう時間を過ごしてもらうため、4か月児健診の対象となる乳児の保護者に絵本の引換券を配布します。引換券と母子健康手帳を持って赤ちゃんと一緒に区立図書館へお越しください。

問 光が丘図書館 ☎5383-6500

妊産婦の健診・訪問指導・相談

妊婦の健康診査

区が契約した都内の医療機関および埼玉県の一部医療機関で、妊娠中に14回の健康診査、1回の超音波検査および1回の子宮頸がん検診の助成が受けられます。妊婦健康診査受診票などを提出すると、健診費用の一部が助成されます。

問 健康推進課母子保健係 ☎5984-4621

妊産婦歯科健診

練馬区歯科医師会加入の協力歯科医療機関で、妊娠中から産後1年未満の間に1回の歯科健診が無料で受けられます。詳しくは母子健康手帳と一緒にお渡しした案内をご覧ください。

問 健康推進課母子保健係 ☎5984-4621

周産期セミオープンシステム

妊婦さんの負担を軽減し、安心して出産ができるよう、身近な診療所で妊婦健診を受け、練馬光が丘病院で分娩を行うことができるシステムです。

問 練馬光が丘病院 ☎3979-3611

里帰り出産等妊婦健康診査・新生児聴覚検査費用の助成

里帰り出産などにより都外（国外を除く）の医療機関などで妊婦健康診査や新生児聴覚検査を受け、受診票が使用できなかった方に、健診費用を公費負担額の範囲内で助成します。詳しくは母子健康手帳と一緒にお渡しした案内をご覧ください。

問 健康推進課母子保健係 ☎5984-4621

こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、育児や産後の相談を行っています。

問 管轄の保健相談所 ⇨22・131p参照

産後相談

お子さんの4か月児健診のときに、母親の産後の健康相談を行っています。

問 管轄の保健相談所 ⇨22・131p参照

乳幼児の健診・予防接種

⇨58p参照

ねりま子育てサポートナビ （妊娠・子育て応援メール）

出産予定日やお子さんの生年月日などを登録した方に、妊娠週数やお子さんの月（年）齢に合わせた子育て情報をタイムリーに配信します。その他にも予防接種に関する機能があります。詳しくは、58pをご覧ください。登録は、スマートフォンや携帯電話、パソコンからできます。

※利用料は無料ですが、通信料はかかります。

<http://nerima.city-hc.jp/>



問 健康推進課母子保健係 ☎5984-4621

出産前・出産後の支援

産後ケア事業

助産師のいる施設で母子ショートステイ(宿泊)やデイケア(日帰り)、助産師がご自宅を訪問する早期訪問を受けることができます。生後4か月未満(早期訪問は生後1か月未満)の赤ちゃんとお母さんと、産後に育児を手伝ってくれる人がいない方や育児に不安が大きい方が対象です。管轄の保健相談所で事前にお申し込みが必要です。利用にあたっては、自己負担金がかかります。

問 管轄の保健相談所 ⇨22・131p参照

育児支援ヘルパー

産前産後の体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣します。低体重児、多胎児出産などの場合、利用できる時間数や費用などが変わります。詳しくはお問い合わせください。

【対象】 妊娠期からお子さんが2歳になった月の末日までの方

【時間】 午前9時～午後5時(平日のみ)

【派遣時間数】 原則36時間以内

【費用】 1時間1,000円(生活保護受給世帯、住民税非課税世帯は免除)

問 練馬子ども家庭支援センター ☎3993-8155

子育てスタート応援券

出生および転入された2歳未満のお子さんがあるご家庭に「子育てスタート応援券」をお送りしています(1歳以上で転入された場合は交付申請が必要です)。ファミリーサポート事業、育児支援ヘルパー事業、子ども家庭支援センター内およびよびよで実施する乳幼児一時預かり事業および練馬助産師会登録助産師によるケア事業などにご利用いただけます。

問 練馬子ども家庭支援センター ☎3993-8155

医療費助成・手当・給付

妊娠・出産に関わる医療費助成など

特定不妊治療費助成

東京都の特定不妊治療費助成事業(体外受精、顕微授精、精巣内精子生検採取法などによる手術が対象)の認定を受けた方で、区の助成要件に該当する方に治療費の一部を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

問 健康推進課母子保健係 ☎5984-4621

保健指導票の交付

生活保護受給世帯・住民税非課税世帯の妊産婦や乳幼児が診察・検査などの保健指導を指定医療機関で受ける場合、費用が公費負担されます(事前に保健相談所にご相談ください)。

問 管轄の保健相談所 ⇨22・131p参照

妊産婦のための医療費助成

妊娠高血圧症候群、糖尿病などの症状で入院治療が必要な妊産婦で、次の①または②に該当する方が対象です。

- ①前年の所得税額が30,000円以下の世帯に属する方
 - ②入院見込み期間が26日以上の方
- 詳しくはお問い合わせください。

問 健康推進課母子保健係 ☎5984-4621

出産費用(入院助産)の助成

出産費用にお困りで、指定助産施設で出産する方に、入院費用の全部または一部を助成します。所得制限などがあるほか、出産前の申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問 管轄の総合福祉事務所相談係 ⇨22・147p参照

未熟児のための養育医療費給付

各種健康保険の自己負担額を給付します。出生時の体重が2,000g以下、または生活力が特に弱く、医師が入院養育を必要と認め、指定医療機関に入院している未熟児が対象です。

問 健康推進課母子保健係 ☎5984-4621

出産育児一時金

出産した方が出産日に加入している国民健康保険や健康保険組合などから支給されます。詳しくは加入する健康保険組合などにお問い合わせください。

国民健康保険の方 ⇨37p参照

第3子誕生祝金

第3子以降の児童が出生し、次の①～③をすべて満たす保護者の方に祝金(対象児童1人につき20万円)を支給します。

- ①新たに出生した児童を含め3人以上の児童(18歳になった最初の3月31日まで)を扶養している
- ②新たに出生した児童の出生日または出生予定日の1年以上前から区内に住民登録をしている
※1年未満の場合は、練馬区に転入した日から1年以上経過すれば申請できます。
- ③祝金を受給した後1年以上、児童と区内に居住する意思がある

問 子育て支援課児童手当係 ☎5984-5824

子ども医療費の助成(乳・子医療証)

中学校3年生までのお子さんの医療費(健康保険の自己負担額・入院時食事療養費標準負担額)を助成します。

出生届、転入届により対象となったお子さんの保護者の方に申請書をお送りします。

問 子育て支援課児童手当係 ☎5984-5824

児童手当など

お子さんを扶養している方で、各手当の支給対象の要件に該当する場合に支給されます。詳しくは54pの表をご覧ください。

問 子育て支援課児童手当係 ☎5984-5824

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介などを行っています。

内容

- 子どもと家庭の総合相談
- 児童虐待に関する通報・相談
- ファミリーサポート、育児支援ヘルパー、乳幼児一時預かり、子どもショートステイ・トワイライトステイ、子育てスタート応援券、子育て支援啓発講座など

問 各子ども家庭支援センター ⇨134p参照

保育園など

認可保育園

保護者が仕事、病気、介護などのため、家庭では十分な保育を受けることのできない0歳(生まれた日を含めて58日目以降)～就学前の児童を保育します。欠員に応じて必要性の高い方から利用できます。認可保育園保育料の納付については、保育認定係にお問い合わせください。

問 保育園一覧 ⇨134p参照

問 保育課入園相談係

☎5984-5848

問 保育課保育認定係

☎5984-1479

認証保育所

東京都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営を助成している民間保育施設です。

利用の相談・申込は、各施設に直接お問い合わせください。

問 各認証保育所 ⇨136p参照

認証保育所の保育料助成

認証保育所へお子さんを預けている保護者に、保育料の一部を助成(補助)します。申請書は区内の認証保育所、総合福祉事務所、保育課で配布しています。また、区ホームページからもダウンロードできます。

【対象】区内在住で認証保育所と月160時間以上利用する契約を行い、保育料を納入した児童の保護者の方

【助成額】児童1人当たり月額、0歳児25,000円、1～2歳児20,000円、3歳以上児15,000円、ひとり親加算10,000円

【申請期間】入所日から30日以内

【申請先】保育課保育サービス推進係

問 保育課保育サービス推進係

☎5984-1622

家庭的保育事業(保育ママ)

保育士などの資格のある家庭的保育者が、家庭的な雰囲気のある自宅などで、生まれた日を含めて58日目～利用年度の4月1日現在3歳未満の児童を、家庭的保育者1人につき3人まで(家庭的保育補助者ととも保育する場合は5人まで)保育します。

問 各家庭的保育者 ⇨137p参照

問 保育課入園相談係

☎5984-5848

小規模保育事業

定員6～19人の小規模な民間保育施設で、生まれた日を含めて58日目～利用年度の4月1日現在3歳未満の児童を保育します(施設によって異なります)。小規模保育事業には、認可基準などが異なるA型・B型・C型があります。

問 各小規模保育事業 ⇨137p参照

問 保育課入園相談係

☎5984-5848

事業所内保育事業

事業所が主体となってその事業所の従業員のお子さんを対象に開設した施設で、地域で保育が必要な、生まれた日を含めて58日目～利用年度の4月1日現在3歳未満(施設によって異なります)の児童も一緒に保育します。

問 各事業所内保育事業 ⇨137p参照

問 保育課入園相談係

☎5984-5848

居宅訪問型保育事業

お子さんの自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を提供します。

障害や疾病などにより医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難であるお子さんを対象とした障害児向けと、認可保育園等への入園が保留となっているお子さんを対象とした待機児童対策の事業があります。

問 各居宅訪問型保育事業 ⇨137p参照

問 保育課地域型保育事業係

☎5984-5845

認定こども園

幼稚園と保育園の機能を持った施設で、私立幼稚園3園が認定されています。

問 各認定こども園(私立幼稚園一覧の「☆」印の園) ⇨140p参照

練馬こども園

区独自の制度として、通年(夏・冬・春休みも含む)で11時間保育を実施する私立幼稚園(認定こども園を含む)を「練馬こども園」として認定しています。対象は3～5歳児です。認定された私立幼稚園は、認証保育所などとの提携や教育・保育の質の更なる向上(研修や職員交流)へ取り組んでいます。

問 各練馬こども園(私立幼稚園一覧の「★」印の園) ⇨140p参照

問 こども施策企画課幼保一元化担当係 ☎5984-1522

一時的に保育が必要なとき

ファミリーサポート(育児支えあい)

保護者が仕事や外出などでお子さんを預かって欲しいときに、援助会員が有償(子ども1人当たり、1時間800円～900円)でお預かりする会員組織で、利用に当たっては練馬区ファミリーサポートセンターで会員登録が必要です。

◎対象／生後58日～小学校6年生のお子さん

◎利用時間／午前7時～午後8時

問 練馬区ファミリーサポートセンター

☎3993-4100

乳幼児一時預かり

保護者がリフレッシュしたいときなど、理由を問わずにお子さんをお預かりします。利用に当たっては、事前の登録が必要です。

▷対象／生後6か月～小学校就学前の児童

▷費用／3時間(1単位)あたり
0歳 2,000円、1歳以上 1,500円

▷実施施設・曜日・時間

実施施設	実施曜日 ※週2日まで	実施時間 ※1日2単位(6時間)まで
練馬びよびよ (一時預かり室)	日～土曜	①午前9時～正午 ②正午～午後3時 ③午後3時～午後6時
光が丘びよびよ (一時預かり室)		①午前10時～午後1時 ②午後1時～午後4時
貫井びよびよ		
関・大泉びよびよ	日・水曜	

問 各びよびよ ⇨134p参照

一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産などさまざまな理由で一時的にお子さんを預けたいときに、保育園の専用保育室などでお預かりします。

▷対象／区内在住の生まれた日を含めて58日目(園により異なる)～小学校就学前の集団保育が可能なお子さんです。また、認可保育園などに通園しているお子さんはご利用できません。

▷保育時間および費用／各実施保育園にお問い合わせください。

▷申し込み

利用には保育園ごとに事前の登録が必要です。直接実施保育園に申し込んでください。

実施保育園一覧 ⇨134～136p参照

問 各実施保育園へ

短期特例保育

普段、家庭で保育されている区内在住のお子さんが、保護者の出産、入院、家族の疾病などの理由により、一時的に保育を必要とする場合に、保育員または定員に欠員のある一部の保育施設で一時的に保育する制度です。利用は原則として1か月(出産は3週間)以内です。

▷保育料(1日)

午前8時30分～午後5時までの間の8時間 1,000円

※区立保育園の場合は1,300円

※世帯の課税状況などにより免除申請ができます。

問 保育課保育サービス推進係 ☎5984-1622

病児・病後児保育

保育園などに通うお子さんを、病気の回復期で集団保育の難しい期間や、病気の回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間に一時的に保育します。利用するには、施設への事前の登録が必要です。

実施施設

- こどもデイケアプリムラ
関町北1-22-10 ☎3928-5032
- ソラスト中村橋保育園
向山1-13-2 ☎5241-5110
- 練馬区医師会病児保育センターぱるむ光が丘
光が丘5-6-1-101 ☎3977-9400
- 練馬区医師会病児保育センターぱるむ大泉
東大泉1-20-32 ☎5947-5233
- ナーサリールームベリーベア練馬
練馬1-17-1 ココネリ4階 ☎5946-6714
- 順天堂大学練馬病院 病児・病後児保育室 みつばち ねりま
高野台1-8-15 ☎080-2674-4636(直通)
☎5923-3111(代表)
- アイル平和台病児保育室
春日町2-14-45 ☎5848-2916
- 病児保育室ペンギンルーム
氷川台3-40-6 ☎5946-6590

病気の回復期とは

- 診断が確定し急性期を経過した時以降
- 伝染性の病気では感染期を経過した時以降
- 外傷では症状が固定した時以降

対象

保育園などに通園する区内在住のお子さん、区内保育園などに通園するお子さんで、生後6か月～10歳未満の児童

▷費用／【登録料】1施設あたり1,000円

【保育料】1日あたり2,000円(食事代は別料金)

※世帯の課税状況などにより減額、免除申請ができます。

問 各施設へ

子どもショートステイ(短期入所)

保護者が出産、病気、看護、出張などで家庭での養育が困難なときに、専用の施設で保育士などの職員がお子さんをお預かりします。利用に当たっては事前の登録が必要です。なお、宿泊施設と保育園などの間の送迎サービス(有料)の利用もできます(聖オディリアホーム乳児院を除く)。

▷対象／2歳～小学校6年生(陽だまり荘)

2歳～18歳未満(東京都神井学園)

生後2か月～2歳未満(聖オディリアホーム乳児院)

▷保育時間／24時間(受け入れは午前8時～午後8時まで。ただし、聖オディリアホーム乳児院は午前9時～午後6時)

▷費用／1泊2日で6,000円(以降1日3,000円加算)

(聖オディリアホーム乳児院は1泊2,500円ほか)

減免措置

住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は減免措置があります。

問 陽だまり荘 豊玉南3-32-35 ☎3991-7893

問 東京都神井学園 石神井台3-35-23 ☎3996-4191

問 聖オディリアホーム乳児院 中野区上鷲宮5-28-28 ☎5971-8071

聖オディリアホーム乳児院のご利用については練馬子ども家庭支援センターへお問い合わせください。☎3993-8155

子どもトワイライトステイ(夜間一時保育)

保護者が残業の時などに、お子さんを午後10時までお預かりします。施設と保育園などの間の送迎サービス(有料)の利用もできます。利用に当たっては事前の登録が必要です。

▶**対象**／2歳～小学校6年生(東京都石神井学園は18歳未満)

▶**保育時間**／午後5時～午後10時

▶**利用日(年末年始を除く)**

練馬ぴよぴよ(ひろば室) 毎日

その他の施設 月～土曜(祝休日を除く)

▶**減免措置**

住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は減免措置があります。

▶**費用**／(1回)2,000円

問 練馬ぴよぴよ(ひろば室)

豊玉北5-18-12

☎3993-8200

問 光が丘ぴよぴよ(一時預かり室)

光が丘2-9-6(光が丘区民センター6階)

☎5997-7763

問 東京都石神井学園

石神井台3-35-23

☎3996-4191

みんなのあそび場

子育てのひろば

0歳～3歳の乳幼児とその保護者を対象とした施設です。親子で楽しく遊んだり、保護者同士の交流の場として開放しています。

ぴよぴよ

各施設には職員が常駐しており、育児に関する相談ができます。

ぴよぴよ	実施時間	休室日
光が丘ぴよぴよ(ひろば室)	午前9時～ 午後5時	通年開室
貫井ぴよぴよ		日・木曜
関・大泉ぴよぴよ		日・水曜
練馬ぴよぴよ(ひろば室)	午前9時～ 午後4時	通年開室
西大泉ぴよぴよ	午前10時～ 午後5時	日曜・祝休日
光が丘児童館ぴよぴよ		
北大泉児童館ぴよぴよ		日・水曜・祝休日
田柄地区区民館ぴよぴよ		
春日町南地区区民館ぴよぴよ	日・木曜・祝休日	
立野地区区民館ぴよぴよ		

※年末年始は全館休室となります。

問 各ぴよぴよ ⇨134p参照

ここにこ

児童のいない時間帯を利用して学童クラブ室を開放しています。また、児童館に併設されている学童クラブ室では、グループへの貸し出しも行っています。

▶**個人利用**／利用時間・実施日は施設により異なりますのでお問い合わせください。

▶**グループ貸出**／利用には、事前の登録と予約が必要です。利用できる時間・曜日については、実施施設にお問い合わせください。

問 各実施学童クラブ ⇨138p参照

民設子育てのひろば

民間団体が運営する子育てのひろばです。開室日、利用時間などは各施設にお問い合わせください。

問 各民設子育てのひろば ⇨134p参照

児童館・児童室、地区区民館

児童館、厚生文化会館(児童室)、地区区民館には図書室、工作室、遊戯室などがあります。子どもたちが自由に来館して遊ぶことができ、施設を利用して遊びの指導や、「ゲーム大会」などの催しも行っています。乳幼児の親子の方も利用できます。施設によっては、絵本の読み聞かせや、リズム体操などの乳幼児向け事業も行っています。

児童館では、中高生向け事業も行っています。利用時間、休館日など詳しくは各施設へお問い合わせください。

問 各児童館 ⇨138p参照 各地区区民館 ⇨142p参照

問 厚生文化会館

☎3991-3080

学校(幼稚園・小学校・中学校)

幼稚園

区立幼稚園

区内に3園あります。知的な発達や身体上の発達に遅れなどがあり、配慮を要すると思われる幼児(ただし、身の回りのことがおむね自分でできること)も入園できます。

【対象】区内在住の4・5歳児

【募集】9月頃「ねりま区報」でお知らせします。

問 学務課幼稚園係

☎5984-1347

問 各区立幼稚園 ⇨139p参照

私立幼稚園

区内に39園あります。募集案内は各幼稚園で10月頃配布します。詳しくは9月頃「ねりま区報」でお知らせします。

一部の幼稚園では、認定こども園として保育所的機能を備えています。

問 各私立幼稚園 ⇨140p参照

保護者への補助

区内在住で、私立幼稚園に3～5歳児を通園させている保護者に、入園料や保育料の一部を補助します。

問 学務課幼稚園係

☎5984-1347

問 各私立幼稚園 ⇨140p参照

小・中学校

新入学児童の入学(就学)通知

区立小・中学校に新入学予定の児童の保護者に入学(就学)通知書を交付します。入学(就学)通知書は、入学式の際、学校に提出する大切な書類です。

区立小学校:就学通知書を10月中旬までに郵送します。

区立中学校:入学通知書を1月中旬までに送付します。区立小学校に通学している児童分は小学校を通じて配布します。区立小学校に通学していない児童分は郵送します。

※区立中学校学校選択制度の実施に伴い、選択希望票を10月上旬に送付します。送付方法は入学通知書と同様です。

国立・都立・私立の小・中学校入学・在学届

- ①国立・都立・私立の小・中学校に入学する方・在学中に転入された方は、各区民事務所または学務課学事係まで届け出てください。
- ②届出の際は、入学する学校の入学承諾書(許可書)の原本または生徒手帳などのコピーをお持ちください。
- ③区立小中学校と国立・都立・私立小中学校以外の学校に入学・通学する方は、学務課学事係までご連絡ください。

問 学務課学事係 ☎5984-5659

住所変更を伴う転入学の手続きなど

転居などで通学区域が変わる場合、今まで在学していた学校で①在学証明書と②教科用図書給与証明書をもらいます。

住所の変更の手続き後、転出先の自治体(区内転居の場合は各区民事務所または学務課学事係に①の証明書を提示)で入学通知書の交付を受けてください。

特別な理由で、今までの学校に通学を希望する場合は、その学校を所管する教育委員会に申請が必要です。

問 学務課学事係 ☎5984-5659

障害のある児童・生徒の就学

知的な発達や心身の発達に遅れや障害があるお子さんの就学(転入学)相談を行っています。

問 学務課就学相談係 ☎5984-5664

就学援助費(学校でかかる費用の援助)

国公立小・中学校に通学する児童・生徒の保護者の所得が一定基準額以下の場合、学用品費、給食費などの援助を行っています。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

問 学務課管理係 ☎5984-5643

防犯ブザーの配布

子どもたちが犯罪にまきこまれそうになったときに、周囲に危険を知らせることができるよう、区内在住・在学の新小学1年生や、小・中学校の転入生に防犯ブザーを配布しています。

区内小・中学校(国公立・私立含む)

小学校新1年生と転入生に、通学する学校を通じて配布しています。

練馬区外の小・中学校(区内在住の方のみ)

小学校新1年生と転入生に、各区民事務所(練馬を除く)、危機管理課(本庁舎7階)で配布しています。

※既に配布した方を除きます。

問 危機管理課安全安心係 ☎5984-1027

☎ 練馬区役所 03-3993-1111(代) / 休日・夜間窓口 03-3993-1101

放課後の保育など

学童クラブ

保護者が共働きなどのため、保育を必要とするお子さんをお預かりし、遊びを中心とした指導を行っています。

対象 / 区内在住または、区立小学校に在籍する児童

※高学年(小学校4~6年生)については、一部の学童クラブで受入れを行っています(障害のあるお子さんは全学童クラブで小学校6年生まで受入)。

保育料 / 月額5,500円、同一世帯二人目以降は4,500円

※免除制度があります。

問 子育て支援課子ども育成係 ☎5984-5827

問 各学童クラブ ⇨138p 参照

ねりっこクラブ

ねりっこクラブとは、「ねりっこ学童クラブ」と「ねりっこひろば」の二つの機能を持つ、小学生を対象とした放課後と長期休業中の事業です。

平成28年4月から開始し、令和元年8月現在、19校で実施しています。

ねりっこ学童クラブ

事業内容は、上記学童クラブと同様です。

ねりっこひろば

【対象】 実施校の児童

【実施日時】 月~金曜、授業のある土曜 放課後~午後5時
長期休業中など授業のない日 午前9時~午後5時
※冬期は午後4時半まで

【利用手続き】 事前登録が必要です。登録時に年間500円の保険料がかかります。

問 とも施策企画課放課後児童対策担当係 ☎5984-1519

各ねりっこクラブ ⇨139p 参照

放課後児童等の広場(民間学童保育)事業

民間の法人・団体が運営する子育て支援事業で、放課後の児童の保育、乳幼児親子の交流の場の提供、乳幼児一時預かりなどを行っています。

保育時間、保育料やサービス内容は施設により異なります。区は、基準を満たす施設の運営費などの一部を補助しています。

問 各放課後児童等の広場(民間学童保育)事業実施施設 ⇨139p 参照

中学校卒業程度認定試験

病気などやむを得ない事由により中学校を卒業できなかった方などが受験できます。

問 東京都教育庁地域教育支援部義務教育課 ☎5320-6752

問 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 ☎5253-4111

いろいろな相談

子育て相談

すすくアドバイザー

窓口・電話・メール(子育て支援課庶務係のみ)で、子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、必要に応じて、お子さんに身近な子育て支援施設や事業などを紹介します。

相談場所

- 子育て支援課庶務係 相談カウンター ☎5984-1517
メールアドレス sukusuku@city.nerima.tokyo.jp
- 大泉子ども家庭支援センター ☎3925-6700
- 練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室 ☎3948-2312
- 光が丘子ども家庭支援センター ☎6385-4167
- 関子ども家庭支援センター ☎6674-2082

相談時間 / 月～土曜 午前9時～午後5時
(祝休日・年末年始を除く。子育て支援課は土曜も除く)

ぴよぴよ

子育てのひろば「ぴよぴよ」には、職員が常駐しており、育児に関する相談ができます。

問 子育てのひろば ⇨50p 参照

区立保育園

電話での相談も受け付けています。

【相談日】月～金曜(祝休日・年末年始を除く)

【時間】午前10時～午後3時

問 各区立保育園 ⇨134p 参照

教育相談

教育相談室

学校教育支援センターの教育相談室では、不登校、いじめ、発達の違い、学業不振、非行など、子どものさまざまな教育相談を行っています(予約制)。なお、電話での相談も受け付けています。

開室時間 / 午前9時～午後5時、金曜は午後6時まで

休室日 / 日曜・祝休日、年末年始

- 問 学校教育支援センター教育相談室
光が丘6-4-1 ☎5998-0091
- 問 学校教育支援センター練馬
豊玉北5-15-19 ☎3991-3666
- 問 学校教育支援センター関
関町北1-21-15 ☎3928-7200
- 問 学校教育支援センター大泉
東大泉3-18-9 ☎6385-4681

※東京都教育相談センター(☎0120-53-8288)でも教育相談を受け付けています。

不登校児童・生徒の学習支援(適応指導教室)

学校教育支援センターでは、不登校の状況にある小学生と中学生を対象に、カウンセリングを通して心の安定を図るほか、個別指導と集団指導を組み合わせることで自立性や社会性、学習能力を養い学校復帰を支援しています。

入室の相談は各教室にお問い合わせください。

- 問 フリーマインド(小学生対象) ☎6385-9911
- 問 トライ(中学生対象) ☎6385-9911

教育資金・奨学金の相談

区の制度

母子及び父子・女性福祉資金(修学) ⇨83p 参照

生活福祉資金(教育支援費) ⇨83p 参照

都の制度

勤労者のための生活資金融資 ⇨91p 参照

国の教育ローン

日本政策金融公庫教育ローンコールセンター
☎0570-008656

その他相談窓口

東京都私学財団(東京教育英資金) ☎5206-7929
(私立高等学校等就学支援金・授業料軽減助成金・奨学給付金)

☎5206-7925

(入学支度金貸付)

☎5206-7926

交通遺児育英会(交通遺児)
フリーダイヤル ☎0120-521286

あしなが育英会
(病気・災害・自死遺児・親が重度障害で働けない家庭)
フリーダイヤル ☎0120-77-8565

就学・転入学などの相談

都立高校への入学相談・転入学の問合せ

東京都教育相談センター(高校進級・進路・入学相談)
☎3360-4175

都立高校入試相談コーナー ☎5320-6755

高等学校卒業程度認定試験の相談

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
☎5253-4111

相談先	相談日時	電話
各児童館 (平和台・光が丘・上石神井・東大泉を除く)	【月～金曜】午前10時～午後6時 【土曜・春休み・夏休み・冬休み・都民の日】 午前9時～午後6時(祝休日および年末年始を除く)	138p参照
平和台児童館 光が丘児童館 上石神井児童館 東大泉児童館	【月～土曜】午前9時～午後7時 【日曜・祝休日】午前9時～午後5時(年末年始を除く)	138p参照
練馬子ども家庭支援センター	【月～金曜】午前8時30分～午後7時 【土曜】午前8時30分～午後5時(祝休日を除く)	☎3993-8155 (練馬・光が丘)
		☎3995-1108 (石神井・大泉)
練馬子ども家庭支援センター 練馬駅北分室	【月～金曜】午前9時～午後7時 【土曜】午前9時～午後5時(祝休日を除く)	☎6758-0141
貫井子ども家庭支援センター	【月～土曜】午前9時～午後5時(祝休日を除く)	☎3577-9820
大泉子ども家庭支援センター	【月～土曜】午前9時～午後5時(祝休日を除く)	☎3925-6713
光が丘子ども家庭支援センター	【月～土曜】午前9時～午後5時(祝休日を除く)	☎5997-7759
関子子ども家庭支援センター	【月～土曜】午前9時～午後5時(祝休日を除く)	☎5927-5911
東京都児童相談センター	【月～金曜】午前9時～午後5時 ※虐待など緊急の場合は上記以外も対応	練馬区担当 ☎5937-2311 夜間・休日緊急連絡 ☎5937-2330 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
東京都児童相談センター 電話相談室	【月～金曜】午前9時～午後9時 【土・日・祝休日】午前9時～午後5時(年末年始を除く)	☎3366-4152
東京都教育相談センター 教育相談一般・東京都いじめ相談 ホットライン	電話相談 毎日24時間受付	☎0120-53-8288
こころの電話相談室 (都立小児総合医療センター)	【月～木曜】 午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分 (祝休日・年末年始を除く) ※3歳から18歳までの子どもの精神的な問題や、行動やこころの発達 の問題に関する相談	☎042-312-8119
子供の健康相談室 (小児救急相談)	【月～金曜】午後6時～翌朝8時 【土・日・祝休日・年末年始】午前8時～翌朝8時	#8000 (携帯電話およびプッシュ回線 用の固定電話) ☎5285-8898

児童手当など

お子さんを扶養している方で、下表の支給の対象となる要件に該当し、所得が一定額未満であれば、各種の手当が支給されます。これらの手当は、原則として申請日の翌月分から支給されます。手当金額は変更となる場合があります。

問 子育て支援課児童手当係

☎5984-5824

令和元年8月1日現在

手当の種類	支給の対象となる要件	手当額(月額)	
児童手当	中学校3年生までの児童(15歳になった最初の3月31日まで)を養育している保護者 ※公務員の方は勤務先に申請してください。 ※児童が施設に入所しているときなどは受給できません。	▶3歳未満(一律) 15,000円 ▶3歳～小学校6年生(第1子・第2子) 10,000円 ▶3歳～小学校6年生(第3子以降) 15,000円 ▶中学生(一律) 10,000円 ▶所得制限超過 5,000円	
		▶児童1人目の場合 全部支給 42,910円 一部支給 10,120円～42,900円 ▶児童2人目の場合 全部支給 10,140円加算 一部支給 5,070円～10,130円加算 ▶児童3人目以降から1人につき 全部支給 6,080円加算 一部支給 3,040円～6,070円加算	
		20歳未満で中度以上の障害のある児童を扶養している保護者 ※配偶者・扶養義務者の方にも所得制限があります。 ※児童が公的年金を受けているとき、または施設に入所しているときなどは受給できません。	▶特児1級児童1人につき 52,200円 ▶特児2級児童1人につき 34,770円
		次のいずれかの状態にある児童を扶養している保護者 ①離婚、未婚、死亡により父または母がいない児童 ②父または母に重度の障害がある児童 ③父または母に1年以上遺棄されている児童 ④父または母が配偶者からの暴力により裁判所から保護命令を受けた児童 ⑤父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ※児童とは0歳から18歳になった最初の3月31日までです。ただし、中度以上の障害のある児童は20歳まで対象となります。 ※配偶者・扶養義務者(同居する親族)の方にも所得制限があります。 ※児童が施設に入所しているときなどは受給できません。	▶児童1人につき 13,500円
		心身に一定程度(身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、および進行性筋萎縮症)の障害がある20歳未満の児童を扶養している保護者 ※児童が施設に入所しているときなどは受給できません。 ※区の心身障害者福祉手当と併給できません。	▶児童1人につき 15,500円